

特別徴収に係る市県民税・森林環境税の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日提出

丹波市長 様	申請者	住所又は所在地		電話番号	
		法人の名称又は氏名		特別徴収義務者 指定番号	
		法人番号又は個人番号			

地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収に係る市県民税・森林環境税の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以降の納期に係る市県民税・森林環境税特別徴収税額			
申請の日前 6 ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人員 (内 臨時勤務者の人員をカッコ書きしてください。)	年 月	( 人 ) 人	年 月	( 人 ) 人
	年 月	( 人 ) 人	年 月	( 人 ) 人
	年 月	( 人 ) 人	年 月	( 人 ) 人
(一) 現に市税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (二) 申請の日前 1 ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				

※市役所処理欄	処理区分	却下の理由
	承認 却下	

## 特別徴収に係る市県民税・森林環境税の納期の特例に関する申請書の記載要領

- 1 この申請書は地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による納期の特例の適用を受けようとする場合に使用します。
- 2 納期の特例の適用を受けることができるのは給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である特別徴収義務者です。  
「常時 10 人未満」とは、平常の状態において 10 人に満たないということであって、繁忙期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。
- 3 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届出てください。
- 4 滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消すことがありますので、そのようなことがないように注意願います。